

公示番号：160362

国名：エジプト

担当部署：農村開発部第二グループ第四チーム

案件名：灌漑用堰建設事業の詳細設計に係る案件監理業務（施設設計/工程監理）
【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：施設設計/工程監理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月上旬から2017年6月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 4.00M/M、現地 0.90M/M、合計 4.90M/M
- (3) 業務日数：

国内作業	現地業務
80日	27日

現地業務期間等の具体的条件については、7.業務の内容、及び10.特記事項を参考照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送 (〒102-801
2 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
- 提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）(2014年4月以降契約)>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年6月28日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計100点)

類似業務	灌漑分野事業あるいは土木工事事業の調査・設計に係る各種業務
対象国／類似地域	エジプト／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
「エジプト国新ダムルート堰群建設事業詳細設計調査」に参加している法人及び個人は、本件には参加できません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) 背景

JICAでは、STEP対象案件である灌漑分野の新規円借款事業1件を実施する予定であり（以下（2）記載の案件概要参照）、現在、有償勘定技術支援による詳細設計（以下、「JICA D/D」とする）を農村開発部（第二G）主管のもと行っている。右案件は、5つの堰（堰群）による7つの水路への分水という世界でも稀な分水システムの改修であり、その案件監理においては、高い専門的知識と経験が求められることから、JICAの内部人材に加え、当該分野に知見を有する外部人材を備上し、上記の案件監理業務を行う「技術検討チーム」を、以下（3）に記載の通り構成することとなった。

上記「技術検討チーム」は、対象とする円借款事業の内容並びに円借款及び有償勘定技術支援の仕組み・手続き（円借款の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン、標準調達書類等を含む）を十分把握の上、既往調査結果等を参考し、JICAからの指示に基づき、本円借款事業の詳細設計コンサルタント（以下、「D/Dコンサルタント」とする）の活動が適切なものであるか確認し、成果品の妥当性を確認するために必要な業務を行うものである。

(2) 詳細設計案件の概要

「エジプト国新ダムルート堰群建設事業」

STEP適応条件にて円借款の供与予定されており、現在、有償勘定技術支援による詳細設計が実施されている。

コンポーネント	
1	ダムルート堰群新設 (1) 堰本体土木工事（5堰） (2) ゲート製作・据付 (3) ダムルート堰群の管理棟建設工事
2	統合水管理システム構築 (1) 中央監視センター建設 (2) 水管理監視システム工事（堰・水路）

【※詳細設計実施期間】 2015年7月1日～2017年6月9日

(3) 「技術検討チーム」の構成

同チームは農村開発部に設置され、JICAからの指示の下、D/Dコンサルタントに対して専門的知見から案件監理上の助言を行う。なお、同チームの全体管理は農村開発部第2グループ第4チームが担う。

担当業務	
技術検討チームの構成	(1) 施設設計/工程監理（1名）
	(2) 国際建設工事契約（1名）

(4) 技術検討会の開催

農村開発部は、詳細設計の品質確保の観点から技術検討を行うために、技術検討チーム及び機構内関係部署を招集し技術検討会を開催することとしている。技術検討会は、D/Dコンサルタントがエジプト側の技術委員会（TAC）へ詳細設計等の説明を行うに先立ち、必要に応じて開催することとしている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、上記「技術検討チーム」の施設設計/工程監理担当として、詳細設計業務全般の技術的妥当性を確認し、定期的なD/Dコンサルタントの活動状況の把握、及び事業が適切に進捗するために必要な関係機関との調整を行う。また、技術検討チーム内の情報の取りまとめや調整を行う。

技術的妥当性の確認においては、準拠基準の選定、技術検討プロセス、事業スコープ、基本設計の内容、詳細設計の内容、入札図書(案)の内容等についての確認・検証を含み、D/Dコンサルタントの活動全般について確認・助言を行い、技術検討会にも参画する。また、エジプト国に設置される技術委員会(TAC)にて審議される中間段階の各種レポートのドラフト原稿に対しても確認・助言を行い、疑問点や懸念点が確認された場合は、D/Dコンサルタントに対し説明を求め、必要なアドバイスを行う。但し、D/Dコンサルタントに対しては、JICAとの詳細設計調査業務の契約条件として、社内での設計照査を義務付けており、設計成果品に瑕疵があった場合はD/Dコンサルタントがその責を負う事を規定しているため、本技術検討チームは本質的に重大な技術的問題点の有無を確認すること及び設計調査の進捗の確認及び促進を目的とする。また、これらの業務は、D/Dコンサルタントの活動を支援するものであり、JICAからの指示に基づき助言を行うものである。D/Dコンサルタントと技術検討チームの見解が異なる場合は、議論を重ね、最終的に合意できる内容を持って、D/Dコンサルタントは技術委員会(TAC)に臨むものとする。

事業の進捗状況の確認は、D/Dコンサルタントより定期的に提出される月報及びD/Dコンサルタントへの随時のヒアリングによって行う。

案件の留意点として、D/Dの進捗がエジプトにおける技術諮問委員会の協議に大きな影響を受けることから、同委員会が円滑に実施されることを念頭に業務を進める必要がある。

具体的の担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内作業期間

- ① 本円借款事業の既往の調査をレビューする。
- ② 本円借款事業に関する詳細設計業務、円借款の審査、詳細設計に関する合意文書、並びに、業務開始時に先方実施機関、D/Dコンサルタント、JICAとの間で交わされた3者合意文書の内容やインセプション・レポート（和文・英文）の内容を確認する。
- ③ D/Dコンサルタントとともに、案件監理に関する報告の頻度、内容、技術面の検討結果を確認するための資料の提出時期、内容について協議し合意する。
- ④ 技術検討チームの他構成員と協力・調整し、活動内容、活動時期、現地調査時期を検討し、取りまとめる。
- ⑤ D/Dコンサルタントの業務進捗状況を確認し、JICAに報告するとともに、JICAの指示を受けてD/Dコンサルタントに進捗促進に関する助言を行う。
- ⑥ D/Dコンサルタントから提出される資料や報告書類の内容を確認し、技術面から助言を行う。そのため、事前に当該の資料・報告書類を受領し、内容を確認の上、コメントを提出する。その後は、D/Dコンサルタントからのコメント回答を反映した報告書の内容説明をJICA本部にて受けるものとする。
- ⑦ 技術検討会に参画する。

(2) 現地派遣期間（表1参照）

- ① 詳細設計中間段階（インテリウム・レポート作成時）（2016年10-11月）
 - 現地にて開催される技術委員会(TAC)に参加し、JICAの立場から担当分野に関する助言を行う。
 - 詳細設計の内容について、担当分野に関する確認・助言を行う。
- ② 詳細設計／入札図書案のドラフト作成時（2017年1-3月）
 - 現地にて開催される技術委員会(TAC)に参加し、JICAの立場から担当分野に関する助言を行う。
 - 詳細設計の内容について、担当分野に関する確認・助言を行う。
- ③ 詳細設計完成時／入札図書案の最終作成時（ドラフトファイナルレポート完成前）（2017年5月）

- 現地にて開催される技術委員会（TAC）に参加し、JICAの立場から担当分野に関する助言を行う。
- 詳細設計の結果について、担当分野に関する確認・助言を行う。
- ドラフトファイナルレポート案、入札図書案の内容について、担当分野に関する確認・助言を行う。

※なお、上記の現地調査派遣の時期と想定される技術検討チームの各構成員の従事期間に関しては、あくまで現時点の想定であり、今後、D/D コンサルタントとの協議、業務の進捗状況により、変更となる可能性がある。

表 1：詳細設計案件監理業務 国内及び現地業務予定（時期・日数等は現時点での想定）

確認対象			予定期間		施設設計/工程監理		国際建設工事契約	
			経過月数	歴月	国内	現地	国内	現地
2016	①	基本設計完了時	1	7	① 通常週： 週1日※ ¹	0日	2日	0日
	②	詳細設計中間段階 (インテリウム・レポート作成時)	4~5	10~11		9日	5日	0日
2017	③	詳細設計/入札図書案のドラフト作成時	7~9	1~3	② 詳細設計調査団のみ訪 埃週： 週2日※ ²	9日	10日	9日
	④	詳細設計完成/入札図書案の最終作成時、最終成果品提出時	11	5		9日	5日	9日
合計					80日	27日	22日	18日

※ 1 通常週の週数=28週（積算の考え方：47週-12週(詳細設計調査団のみ現地調査実施週)-3週(現地作業)-4週(技術検討会の週)）

※ 2 詳細設計調査案訪埃のみの週数=12週（積算の考え方：4月×(4-1)週）

※ 3 技術検討会開催回数：4回

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は「(2) 業務完了報告書」とする。

(1) 詳細設計における各種報告書の妥当性の確認結果

(2) 業務完了報告書

上記(1)～(2)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

渡航回数3回、現地調査日数27日を上限として想定します。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒カイロ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

目安として表1の通り。第1回目の現地業務期間は2016年10-11月頃、第2回目の現地業

務期間は2017年1~3月頃、第3回目の現地業務期間は2017年5月頃を予定しています。

なお、業務日程は、詳細設計業務の進捗により変更となる可能性があります。その場合は、業務従事者とJICA農村開発部が協議のうえ現地業務期間を設定します。

②現地での業務体制

本業務従事者の現地派遣に際しては、JICAによる詳細設計の案件監理調査団の団員として派遣します。なお、JICA団員の同時派遣は現時点では想定していません。

③便宜供与内容

JICAによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

オ) 通訳傭上

必要に応じ、通訳の提供あり（アラビア語から英語）

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、JICAのウェブサイトで公開されています。

・エジプト・アラブ共和国ダイリュート堰群改修事業準備調査 最終報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025935.html>)

・エジプト国新ダイルート堰群建設事業詳細設計調査 業務指示書

(http://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20150422_150217_1_01.pdf)

(3) その他

- ① 途上国における灌漑分野の調査・設計業務経験を有することが望ましいです。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上